



くしろ男女平等参画プラン〈2018年度～2027年度〉の概要

〔基本理念〕

① 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の性別による差別をなくし、男女が個人として能力を発揮できる機会を確保すること

② 社会における制度又は慣行の中立化への配慮

性別による固定的な役割分担にとらわれず、男女がさまざまな活動を選択できるよう、社会における制度や慣行のあり方を男女の活動の選択に対してできる限り中立なものとするよう配慮すること

③ 政策等の立案及び決定への平等参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、さまざまな方針の立案・決定に参画できる機会を確保すること

④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が相互の協力と社会の支援の下に、子育てや介護などの家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、自らの意思によって仕事や学習、地域活動などができるようにすること

⑤ 性と生殖に関する健康と権利

男女が互いの性について理解を深め、基本的に妊娠または出産に関する事項に関し双方の意思が尊重され、生涯にわたり、ともに健康な生活を営むことができるようにすること

⑥ 国際社会の取組と配慮

男女平等参画の推進は、国際社会の取り組みと密接な関係を有していることから国際的な連携の下に行っていく必要があること

⑦ あらゆる暴力の根絶

男女が自らの性を大切にしながらお互いの人格を尊重しあうことができるように、あらゆる形態の暴力を根絶すること

⑧ 就業の場における男女の平等の推進

働く男女が性別による不利益な取り扱いを受けることなく、安心して働き生活できるようにすること

〈基本目標〉

I

男女の人権の尊重

- 1 男女の人権についての認識浸透
- 2 男女平等の視点に基づく教育・学習の推進
- 3 女性に対する暴力の根絶

II

男女が共に働くための環境づくり

- 1 就労の場における機会均等の推進
- 2 男女の仕事と家庭の両立
- 3 多様な働き方を可能にする環境整備
- 4 女性の職業生活における活躍の推進
(女性活躍推進計画)

III

あらゆる分野への男女平等参画の推進

- 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 2 家庭・地域社会における男女平等参画の推進

IV

多様なライフスタイルを可能にする環境整備

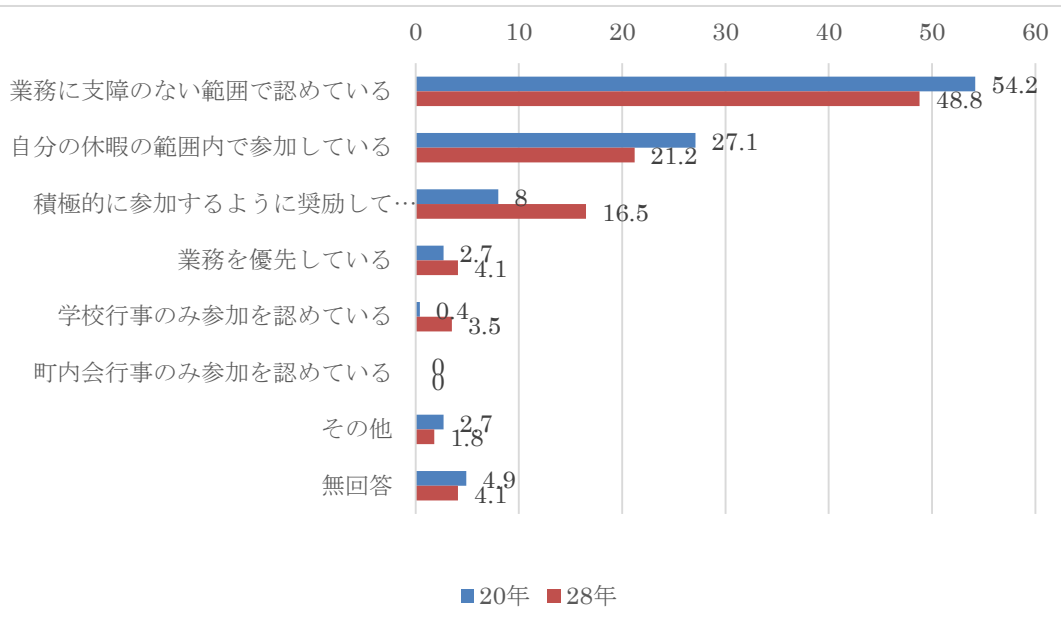
- 1 相談支援体制の充実
- 2 安心して暮らせる環境の整備
- 3 生涯学習の推進
- 4 生涯にわたる男女の健康支援

★企業意識調査の結果（その3）

問 貴社では、従業員が学校行事や町内会行事へ参加することに、どのように対応していますか

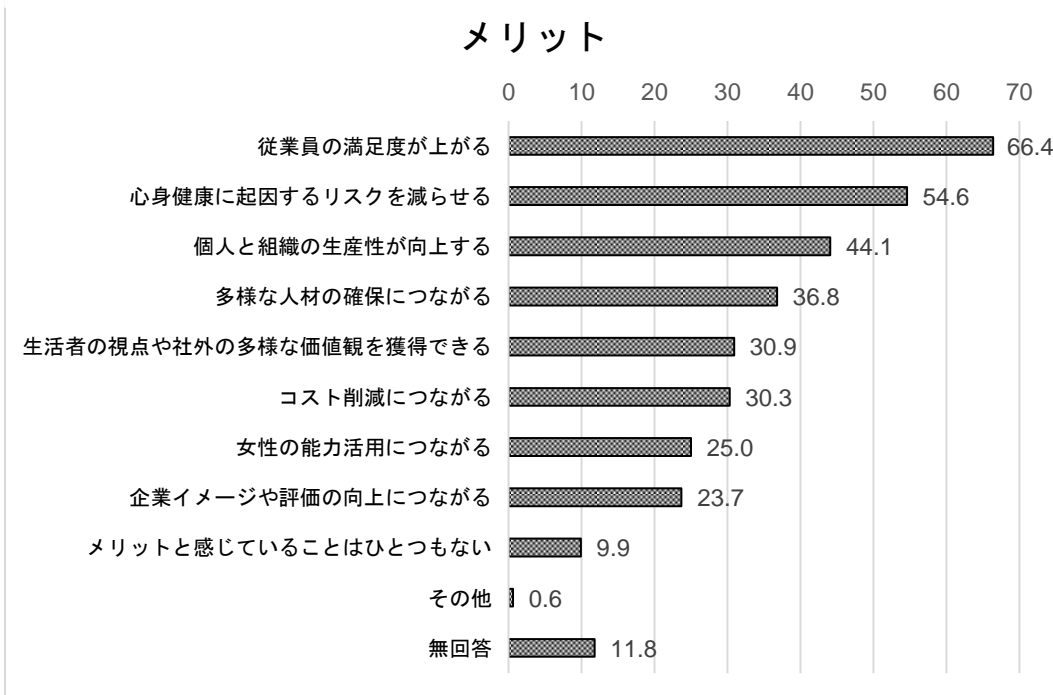
前年度、調査結果を発表した「企業の意識調査」につきまして、前号に引き続き概要をお知らせします。

※調査結果の全体版は、釧路市ホームページにも掲載していますので、あわせてご覧ください。



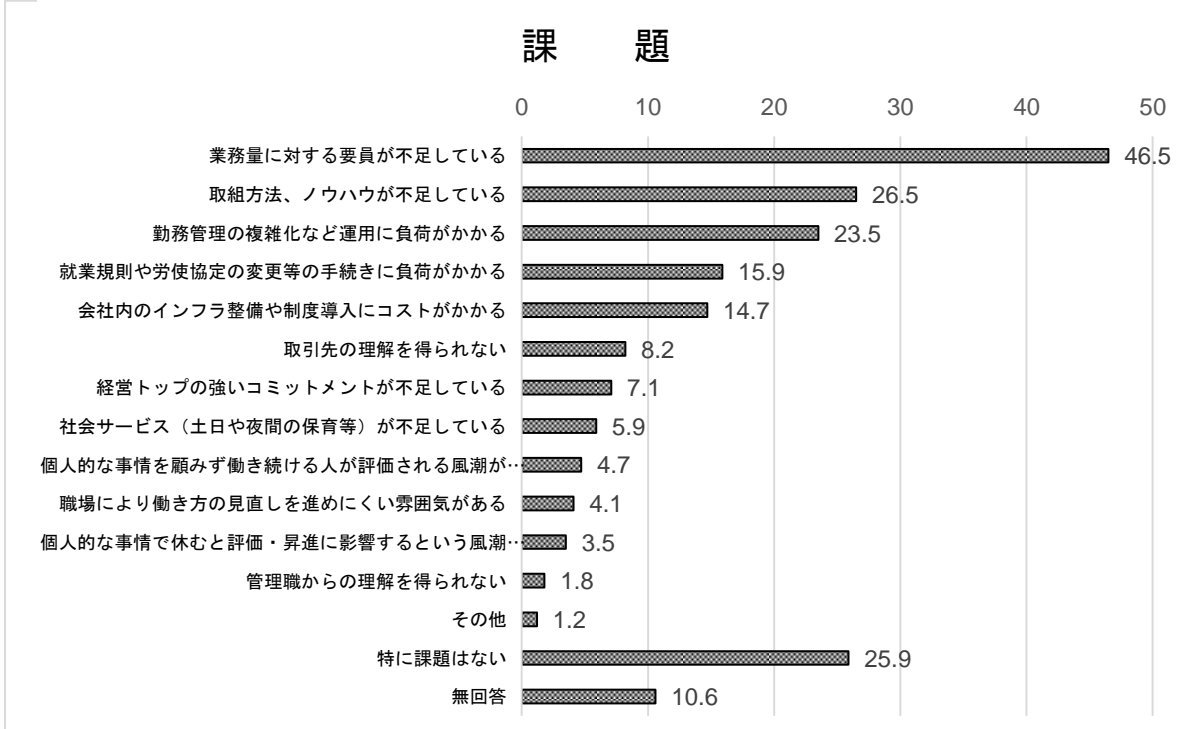
- 「業務に支障がない範囲で認めている」が48.8%と最も多かった。「自分の休暇の範囲内で参加している」とした回答が前回と比べると5.9ポイント減ったが、「積極的に参加するよう奨励している」が8.5ポイント増えた。

問 貴社では、働き方の見直しを進めることによるメリットをどのように考えていますか。



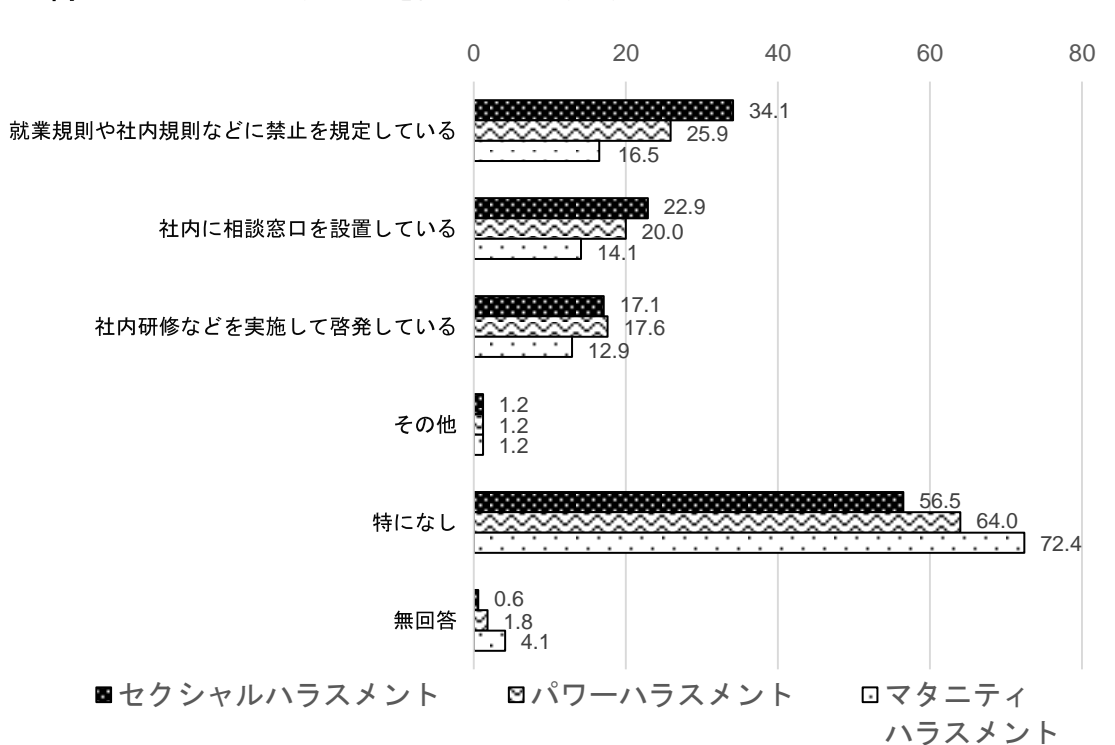
- 「従業員の満足度が上がる」が66.4%と1番多く、次に「従業員の心身健康に起因するリスクを減らせる」54.6%、「個人と組織の生産性が向上する」44.1%となっている。最も大きなメリットとして挙げられたのは「従業員の満足度が上がる」が21.8%、次に「個人と組織の生産性が向上する」が15.3%となった。

問 働き方の見直しを進める上での、貴社の課題をお答えください。



●「業務量に対する要員が不足している」が46.5%と最も多く、「取組方法、ノウハウが不足している」が26.5%、「特に課題はない」が25.9%であった。最も大きな課題として「業務量に対する要員が不足している」があげられている。

問 ハラスメントに対する取組を何かしていますか。



●ハラスメントに対する取組は、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントのいずれも半数以上の事業所が「特になし」と回答している。特にマタニティハラスメントについては、72.4%が何も取り組んでいないという結果であった。取組として実施されている中で1番多かったのは、「就業規則や社内規則などに禁止を規定している」で、「セクシャルハラスメント」34.1%、「パワーハラスメント」25.9%、「マタニティハラスメント」16.5%となった。次に「社内に相談窓口を設置している」とした事業所が概ね20%程度であった。

平成30年5月23日 「政治分野における男女共同参画の推進にかかる法律」が公布・施行されまし

た

目的:政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与する。(第1条)

基本原則: 1. 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2. 男女がその個性と能力を十分に発揮できるようにする。

3. 家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となるようにする。(第2条)

国・地方公共団体の責務:政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。(第3条)

政党その他の政治団体の努力:当該政党等に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めるものとする。(第4条)

基本的施策: 1. 実態の調査及び情報の収集等 (第5条)

2. 啓発活動 (第6条)

3. 環境の整備 (第7条)

4. 人材の育成等 (第8条)

法制上の措置:実態の調査及び情報の収集等

【SDGs】って知っていますか？

「エスディーゼズ」と読みます。2015年9月に国連サミットで採択されたもので、国連193か国が2016年から2030年の15年をかけて達成するために掲げた17個の持続可能な開発目標です。その6番目に「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーを図る」が掲げられています。女性のエンパワメントとジェンダーの平等は、持続可能な開発を促進する上で欠かせません。

★釧路男女いきいき参画宣言★

・・・宣言文・・・

わたしたち釧路市民は
性別にかかわらず ともに協力し合い
一人ひとりが 個性と能力を生かし
家族や職場など 社会のあらゆる分野において
すべての人が自分らしく生きられる
男女平等参画社会を推進することを
ここに宣言します 平成30年3月23日

女性と女児に対するあらゆる形態の差別に終止符を打つことは、基本的人権であると同時に、他のすべての開発領域に対して波及効果があります。誰もが性別に関わらず平等に機会を与えられる「ジェンダー平等の社会」を目指すものです。

SDGsには、他に「貧困をなくそう」「飢餓をゼロに」「すべての人に保障と福祉を」「安全な水とトイレを世界中に」「エネルギーをみんなに、そしてクリーンに」「働きがいも経済成長も」「産業と技術革新の基盤をつくろう」などがあります。



【問合先】釧路市 総合政策部 市民協働推進課

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地

TEL 0154-31-4504. FAX 0154-23-5220

E-mail : shi-shiminkyoudou@city.kushiro.lg.jp

